

○ 公認心理師法第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について【新旧対照表】 (抄)

(下線部が変更部分)

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">別 添</p> <p>公認心理師法第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について</p> <p>第1 1～5 (略)</p> <p>6 法施行日前に日本の大学等に入学し施行規則第1条の2に規定する科目のうち別表に定める科目を修めて卒業し、日本の大学院に令和4年3月31日までに入学し法施行日以後に施行規則第2条に規定する科目を修めてその課程を修了し、申請日時時点で施行規則附則第6条に<u>規定する施設</u>において現に法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っている者</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 認定基準 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 第1の1又は5に該当する者 外国の大学院における<u>心理学等</u>の履修(見込)専門科目の合計の時間数が990時間以上であり、施行規則第2条に規定する科目に含まれる事項を概ね満たすこと。</p> <p>(2) 第1の2又は3に該当する者 外国の大学における<u>心理学等</u>の履修専門科目の合計の時間数が1,790時間以上であり、施行規則第1条の2に規定する科目に含まれる事項を概ね満たすこと。</p> <p>(3) 第1の4に該当する者 外国の大学における<u>心理学等</u>の履修専門科目の合計の時間数が</p>	<p style="text-align: center;">別 添</p> <p>公認心理師法第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について</p> <p>第1 1～5 (略)</p> <p>6 法施行日前に日本の大学等に入学し施行規則第1条の2に規定する科目のうち別表に定める科目を修めて卒業し、日本の大学院に令和4年3月31日までに入学し法施行日以後に施行規則第2条に規定する科目を修めてその課程を修了し、申請日時時点で施行規則附則第6条に<u>定める施設</u>において現に法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っている者</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 認定基準 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 第1の1又は5に該当する者 外国の大学院における履修(見込)専門科目の合計の時間数が990時間以上であり、施行規則第2条に規定する科目に含まれる事項を概ね満たすこと。</p> <p>(2) 第1の2又は3に該当する者 外国の大学における履修専門科目の合計の時間数が1,790時間以上であり、施行規則第1条の2に規定する科目に含まれる事項を概ね満たすこと。</p> <p>(3) 第1の4に該当する者 外国の大学における履修専門科目の合計の時間数が1,790時間</p>

改正後	現行
<p>1,790 時間以上であり、施行規則第 1 条の 2 に規定する科目に含まれる事項を概ね満たすこと、かつ、外国の大学院における<u>心理学等の履修</u>（見込）専門科目の合計の時間数が 990 時間以上であり、施行規則第 2 条に規定する科目に含まれる事項を概ね満たすこと。</p> <p>3～4（略） （略）</p> <p>1 専門科目の履修内容等 日本の大学等において、一貫した専門教育を受けていること。複数の大学等で履修した科目を合算することはできない。なお、施行規則第 1 条の 2 に規定する科目のうち別表に定める科目の「含まれる事項」を含む科目を、法施行日前に入学した日本の大学等において履修し、当該履修科目数が別表に定める各分類の必要科目数及び延べ 23 科目以上の科目数であることを満たすこと。</p> <p>2 実務経験 申請日時点で施行規則附則第 6 条に<u>規定する施設</u>において現に法第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる行為を業として 1 か月以上行っていることが客観的に明らかであること。</p> <p>第 4 提出書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出すること。</p> <p>1 公認心理師試験受験資格認定願 [様式 1] <u>写真（申請前 6 か月以内に脱帽正面で撮影）をデータで貼付け</u>すること。</p> <p>2 履歴書 [様式 2] 学歴については、日本の小学校に相当する学校からの入学・卒業・課程の修了年次を各々の学校について西暦で記入すること。小学校から高等学校までの<u>修業年限</u>が 12 年未満の場合は、その事情が分かる書類を添えること。</p> <p>3（略）</p> <p>4 第 1 の審査対象者の区分に応じてそれぞれ以下に掲げる書類</p>	<p>以上であり、施行規則第 1 条の 2 に規定する科目に含まれる事項を概ね満たすこと、かつ、外国の大学院における履修（見込）専門科目の合計の時間数が 990 時間以上であり、施行規則第 2 条に規定する科目に含まれる事項を概ね満たすこと。</p> <p>3～4（略） （略）</p> <p>1 専門科目の履修内容等 日本の大学等において、一貫した専門教育を受けていること。複数の大学等で履修した科目を合算することはできない。なお、<u>以下に掲げる必要な基準を満たすこと。</u></p> <p>○ <u>施行規則第 1 条の 2 に規定する科目のうち別表に定める科目の「含まれる事項」を含む科目を、法施行日前に入学した日本の大学等において履修し、当該履修科目数が別表に定める各分類の必要科目数及び延べ 23 科目以上の科目数であることを満たすこと。</u></p> <p>2 実務経験 申請日時点で施行規則附則第 6 条に<u>定める施設</u>において現に法第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる行為を業として 1 か月以上行っていることが客観的に明らかであること。</p> <p>第 4 提出書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出すること。</p> <p>1 公認心理師試験受験資格認定願 [様式 1] <u>写真（4.5×3.5cm（パスポート（旅券）サイズ）、申請前 6 か月以内に脱帽正面で撮影、裏面に氏名・生年月日を記入）を貼付</u>すること。</p> <p>2 履歴書 [様式 2] 学歴については、日本の小学校に相当する学校からの入学・卒業・課程の修了年次を各々の学校について西暦で記入すること。小学校から高等学校までの<u>修業年数</u>が 12 年未満の場合は、その事情が分かる書類を添えること。</p> <p>3（略）</p> <p>4 第 1 の審査対象者の区分に応じてそれぞれ以下に掲げる書類</p>

改正後	現行
<p>(1) 第1の1又は5に該当する者</p> <p>① <u>課程を修了した又は認定年度の3月31日までに修了する見込みの外国の大学院の入学資格（大学卒業以上（修業年限16年以上））及び教育年限を明らかにしたパンフレットその他の書類（第3の1を満たすことを明らかにした部分）</u></p> <p>② <u>課程を修了した又は認定年度の3月31日までに修了する見込みの外国の大学院の教員数等を明らかにしたパンフレットその他の書類（第3の3を満たすことを明らかにした部分）</u></p> <p>(2) 第1の2又は3に該当する者</p> <p>① <u>卒業した外国の大学の入学資格（高等学校卒業以上（修業年限12年以上））及び教育年限を明らかにしたパンフレットその他の書類（第3の1を満たすことを明らかにした部分）</u></p> <p>② <u>卒業した外国の大学の教員数等を明らかにしたパンフレットその他の書類（第3の3を満たすことを明らかにした部分）</u></p> <p>(3) 第1の4に該当する者</p> <p>① <u>卒業した外国の大学、かつ、課程を修了した又は認定年度の3月31日までに修了する見込みの外国の大学院の入学資格（高等学校卒業以上及び大学卒業以上（修業年限12年以上及び16年以上））及び教育年限を明らかにしたパンフレットその他の書類（第3の1を満たすことを明らかにした部分）</u></p> <p>② <u>卒業した外国の大学、かつ、課程を修了した又は認定年度の3月31日までに修了する見込みの外国の大学院の教員数等を明らかにしたパンフレットその他の書類（第3の3を満たすことを明らかにした部分）</u></p> <p>5 第1の審査対象者の区分に応じてそれぞれ以下に掲げる書類</p> <p>(1) 第1の1に該当する者</p> <p>① 日本の大学等の卒業証明書・科目履修証明書（第1の1）〔様式3〕</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>課程を修了した又は認定年度の3月31日までに修了する見込みの外国の大学院の成績証明書（履修見込証明書）並びに申請者の履修当時の心理学等の履修（見込）専門科目の内容及び時間数を明らかにした書類（シラバス等。実習科目については実</u></p>	<p>(1) 第1の1又は5に該当する者</p> <p>課程を修了した又は認定年度の3月31日までに修了する見込みの外国の大学院の入学資格（大学卒業以上（修業年限16年以上））及び教育年限を明らかにしたパンフレットその他の書類（第3の1を満たすことを明らかにした部分）</p> <p>(2) 第1の2又は3に該当する者</p> <p>卒業した外国の大学の入学資格（高等学校卒業以上（修業年限12年以上））及び教育年限を明らかにしたパンフレットその他の書類（第3の1を満たすことを明らかにした部分）</p> <p>(3) 第1の4に該当する者</p> <p>卒業した外国の大学、かつ、課程を修了した又は認定年度の3月31日までに修了する見込みの外国の大学院の入学資格（高等学校卒業以上及び大学卒業以上（修業年限12年以上及び16年以上））及び教育年限を明らかにしたパンフレットその他の書類（第3の1を満たすことを明らかにした部分）</p> <p>5 第1の審査対象者の区分に応じてそれぞれ以下に掲げる書類</p> <p>(1) 第1の1に該当する者</p> <p>① 日本の大学の卒業証明書・科目履修証明書（第1の1）〔様式3〕</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>課程を修了した又は認定年度の3月31日までに修了する見込みの外国の大学院の成績証明書（履修見込証明書）並びに履修（見込）専門科目の内容及び時間数を明らかにした書類（シラバス等）</u></p>

改正後	現行
<p><u>習の内容が確認できる書類を併せて提出すること。)</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(2) 第1の2に該当する者</p> <p>① (略)</p> <p>② 卒業した外国の大学の成績証明書並びに<u>申請者の履修当時の心理学等の履修専門科目の内容及び時間数を明らかにした書類(シラバス等。実習科目については実習の内容が確認できる書類を併せて提出すること。)</u></p> <p>③ 外国の大学の履修専門科目の内容確認表 [様式5]</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) 第1の3に該当する者</p> <p>① (略)</p> <p>② 卒業した外国の大学の成績証明書並びに<u>申請者の履修当時の心理学等の履修専門科目の内容及び時間数を明らかにした書類(シラバス等。実習科目については実習の内容が確認できる書類を併せて提出すること。)</u></p> <p>③ 外国の大学の履修専門科目の内容確認表 [様式5]</p> <p>④ (略)</p> <p>(4) 第1の4に該当する者</p> <p>① (略)</p> <p>② 卒業した外国の大学の成績証明書並びに<u>申請者の履修当時の心理学等の履修専門科目の内容及び時間数を明らかにした書類(シラバス等。実習科目については実習の内容が確認できる書類を併せて提出すること。)</u></p> <p>③ 外国の大学の履修専門科目の内容確認表 [様式5]</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 課程を修了した又は認定年度の3月31日までに修了する見込みの外国の大学院の成績証明書(履修見込証明書)並びに<u>申請者の履修当時の心理学等の履修(見込)専門科目の内容及び時間数を明らかにした書類(シラバス等。実習科目については実習の内容が確認できる書類を併せて提出すること。)</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p>(5) 第1の5に該当する者</p>	<p>④ (略)</p> <p>(2) 第1の2に該当する者</p> <p>① (略)</p> <p>② 卒業した外国の大学の成績証明書並びに履修専門科目の内容及び時間数を明らかにした書類(シラバス等)</p> <p>③ 外国の大学の履修<u>(見込)</u>専門科目の内容確認表 [様式5]</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) 第1の3に該当する者</p> <p>① (略)</p> <p>② 卒業した外国の大学の成績証明書並びに履修専門科目の内容及び時間数を明らかにした書類(シラバス等)</p> <p>③ 外国の大学の履修<u>(見込)</u>専門科目の内容確認表 [様式5]</p> <p>④ (略)</p> <p>(4) 第1の4に該当する者</p> <p>① (略)</p> <p>② 卒業した外国の大学の成績証明書並びに履修専門科目の内容及び時間数を明らかにした書類(シラバス等)</p> <p>③ 外国の大学の履修<u>(見込)</u>専門科目の内容確認表 [様式5]</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 課程を修了した又は認定年度の3月31日までに修了する見込みの外国の大学院の成績証明書(履修見込証明書)並びに履修(見込)専門科目の内容及び時間数を明らかにした書類(シラバス等)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(5) 第1の5に該当する者</p>

改正後	現行
<p>① (略)</p> <p>② <u>課程を修了した外国の大学院の成績証明書並びに申請者の履修当時の心理学等の履修専門科目の内容及び時間数を明らかにした書類 (シラバス等。実習科目については実習の内容が確認できる書類を併せて提出すること。)</u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(6) 第1の6に該当する者</p> <p>① 日本の大学等の卒業証明書・科目履修証明書 (第1の6) [様式7]</p> <p>② (該当者のみ) 日本の大学等の履修専門科目の内容確認表 (第1の6) [様式8]</p> <p>③ (該当者のみ) 科目を修めて卒業した日本の大学等の成績証明書及び<u>申請者の履修当時の心理学等の履修専門科目の内容を明らかにした書類 (シラバス等。実習科目については実習の内容が確認できる書類を併せて提出すること。)</u></p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>※ 注意事項</p> <p>1 <u>提出書類は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室に、原則、電子媒体で提出すること。なお、締切期日の17時までに受信が確認できたものを有効とする。</u></p> <p><u>(ア) 提出書類は、全体を1つのPDFファイルとし、ファイル全</u></p>	<p>① (略)</p> <p>② 課程を修了した外国の大学院の成績証明書並びに履修専門科目の内容及び時間数を明らかにした書類 (シラバス等)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(6) 第1の6に該当する者</p> <p>① 日本の大学の卒業証明書・科目履修証明書 (第1の6) [様式7]</p> <p>② (該当者のみ) 日本の大学の履修専門科目の内容確認表 (第1の6) [様式8]</p> <p>③ (該当者のみ) 科目を修めて卒業した日本の大学の成績証明書及び履修専門科目の内容を明らかにした書類 (シラバス等)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>※ 注意事項</p> <p>1 <u>認定申請は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室に、提出書類を送付又は電子メールで送信すること。送付の場合は、提出書類全体に対して通し番号を付し、配達状況が追跡できる方法で送付し、締切当日消印有効とする。電子メールでの送信の場合は、締切当日までに受信が確認できたものを有効とする。また、電子メールでの送信の場合は、全体を1つのPDFファイルとし、ファイル全体に対して通し番号を付し提出すること。ファイル容量が10MBを超える場合は、10MBごとに分割し、ファイル名に「01・・・、02・・・、03・・・」とそれぞれ連番を付し送信すること。</u></p> <p><u>認定申請は、締切期日までに第4の提出書類全てを提出すること。第4の8に定める書類の提出を求める場合があるため、締切期日に限らず早めに書類を提出すること。</u></p>

改正後	現 行
<p><u>体に対して必ず通し番号（ページ番号）及びしおり機能によるしおり（見出し）を電子上付すこと。（手書きの通し番号は不可）</u></p> <p><u>（イ）PDFファイルを画面上で表示したときに、画面を回転させずにそのまま閲覧できるよう、適宜書類の向きを調整すること</u></p> <p><u>（ウ）提出書類を作成する際は、エクスポート機能やPDF編集ソフト等を利用し、書類全てをスキャナで読み取るなどの方法により作成することは控えること。</u></p> <p><u>（エ）ファイル容量が10MBを超える場合は、10MBを目安に提出書類ごとにファイルを分割し、ファイル名に「01（〇〇※書類名）・・・、02（〇〇※書類名）・・・」とそれぞれ連番及び書類名を付し、メールを複数回に分けて送信すること。</u></p> <p><u>（オ）第1の1又は第1の5においては外国の大学院の履修（見込）専門科目の内容確認表〔様式4〕、第1の2又は第1の3においては外国の大学の履修専門科目の内容確認表〔様式5〕、第1の4においては外国の大学の履修専門科目の内容確認表〔様式5〕及び外国の大学院の履修（見込）専門科目の内容確認表〔様式4〕、第1の6においては日本の大学等の履修専門科目の内容確認表（第1の6）〔様式8〕（該当者のみ）をPDFファイルの他にエクセルファイルでも別途提出すること。</u></p> <p><u>なお、第4の8に定める書類の提出を求める場合があるため、締切期日に限らず早めに書類を提出すること。書類の不備等が多い場合は受理しない。また、書類の修正等が必要になる場合があるため、書類は手書きではなく、PC等を用いて電子ファイルに入力したものが望ましい。</u></p> <p>2 第4の提出書類のうち外国語で記載されているものは、全て日本語訳を添付すること。</p> <p>英語以外の外国語で記載されているものは、外部機関に委託して作成した日本語訳又は英語訳、及び翻訳証明書を添付すること。なお、外部機関に委託して作成した英語訳を添付する場合は自身で作成した日本語訳を添付すること。</p>	<p>2 第4の提出書類のうち外国語で記載されているものは、全て日本語訳を添付すること。英語以外の外国語で記載されているものは、外部機関に委託して作成した日本語訳を添付すること。また、書類は、第4の提出書類の項に記載されている番号の若い順に揃え、原文、日本語訳の順にした上で、書類全体を通して、通し番号を付すこと。</p>

改正後	現 行
<p>また、書類は、第4の提出書類に記載されている番号の昇順に揃え、原文、日本語訳の順とすること。</p> <p><u>3 認定基準を満たすことの証明においては、大学等により発行された書類などをもって客観的に明らかに証明すること。</u></p> <p><u>4</u> 第1の1～5の認定申請を行おうとする者は、あらかじめ厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室に相談すること。</p>	<p><u>3</u> 第1の1～5の認定申請を行おうとする者は、あらかじめ厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室に相談すること。</p>

改正後

現行

別表～様式 10 (略)

別表

大学における公認心理師となるために必要な科目		
大学 ^{※1} における公認心理師となるために必要な科目名	含まれる事項	
I	1 ^{※2} 心理学概論	①心理学の成り立ち ②人の心の基本的な仕組み及び働き
	2 臨床心理学概論	①臨床心理学の成り立ち ②臨床心理学の代表的な理論
	3 心理学研究法	①心理学における実証的研究法(量的研究及び質的研究) ②データを用いた実証的な思考方法 ③研究における倫理
	4 心理学統計法	①心理学で用いられる統計手法 ②統計に関する基礎的な知識
	5 心理学実験	①実験の計画立案 ②統計に関する基礎的な知識
II	6 知覚・認知心理学	①人の感覚・知覚等の機序及びその障害 ②人の認知・思考等の機序及びその障害
	7 学習・言語心理学	①人の行動が変化する過程 ②言語の習得における機序
	8 感情・人格心理学	①感情に関する理論及び感情喚起の機序 ②感情が行動に及ぼす影響 ③人格の概念及び形成過程 ④人格の類型、特性等
	9 神経・生理心理学	①脳神経系の構造及び機能 ②記憶、感情等の生理学的反応の機序 ③高次脳機能障害の概要
	10 社会・集団・家族心理学	①対人関係並びに集団における人の意識及び行動についての心の過程 ②人の態度及び行動 ③家族、集団及び文化が個人に及ぼす影響
	11 発達心理学	①認知機能の発達及び感情・社会性の発達 ②自己と他者の関係の在り方と心理的発達 ③誕生から死に至るまでの生涯における心身の発達 ④発達障害等非定型発達についての基礎的な知識及び考え方 ⑤高齢者の心理
	12 障害者・障害児心理学	①身体障害、知的障害及び精神障害の概要 ②障害者・障害児の心理社会的課題及び必要な支援

改正後

現行

大学における公認心理師となるために必要な科目		含まれる事項
大学における公認心理師となるために必要な科目名		
13 心理的アセスメント		① 心理的アセスメントの目的及び倫理 ② 心理的アセスメントの観点及び展開 ③ 心理的アセスメントの方法（観察、面接及び心理検査） ④ 適切な記録及び報告
14 心理学的支援法		① 代表的な心理療法並びにカウンセリングの歴史、概念、意義、適応及び限界 ② 訪問による支援や地域支援の意義 ③ 良好な人間関係を築くためのコミュニケーションの方法 ④ プライバシーへの配慮 ⑤ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する支援 ⑥ 心の健康教育
15 心理演習	Ⅲ	知識及び技能の基本的な水準の修得を目的とし、次に掲げる事項について、具体的な場面を想定した役割演技（ロールプレイング）を行い、かつ、事例検討で取り上げること。 (ア) 心理に関する支援を要する者等に関する以下の知識及び技能の修得 (1) コミュニケーション (2) 心理検査 (3) 心理面接 (4) 地域支援等 (イ) 心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成 (ウ) 心理に関する支援を要する者の現実生活を視野に入れたチームアプローチ (エ) 多職種連携及び地域連携
16 心理実習		知識及び技能の基本的な水準の修得を目的とし、次に掲げる事項について、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働等の分野の施設において見学等による実習を行うこと。 (ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ (イ) 多職種連携及び地域連携

改正後

現行

大学における公認心理師となるために必要な科目		
大学における公認心理師となるために必要な科目名		含まれる事項
IV V	17 健康・医療心理学	①☐ストレスと心身の疾病との関係 ②☐医療現場における心理社会的課題及び必要な支援 ③☐保健活動が行われている現場における心理社会的課題及び必要な支援 ④☐災害時等に必要な心理に関する支援
	18 福祉心理学	①☐福祉現場において生じる問題及びその背景 ②☐福祉現場における心理社会的課題及び必要な支援 ③☐虐待についての基本的知識
	19 教育・学校心理学	①☐教育現場において生じる問題及びその背景 ②☐教育現場における心理社会的課題及び必要な支援
	20 司法・犯罪心理学	①☐犯罪・非行、犯罪被害及び家事事件についての基本的知識 ②☐司法・犯罪分野における問題に対して必要な心理に関する支援
	21 産業・組織心理学	①☐職場における問題（キャリア形成に関することを含む。）に対して必要な心理に関する支援 ②☐組織における人の行動
	22 人体の構造と機能及び疾病	①☐心身機能と身体構造及び様々な疾病や障害 ②☐がん、難病等の心理に関する支援が必要な主な疾病
	23 精神疾患とその治療	①☐精神疾患総論（代表的な精神疾患についての成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援を含む。） ②☐向精神薬をはじめとする薬剤による心身の変化 ③☐医療機関との連携

（注1）履修科目が、大学における公認心理師となるために必要な科目（以下「必要な科目」という。）の「含まれる事項」を含んでいれば、科目名に関わらず必要な科目を履修したものとみなす。

（注2）I（1～5）については、2科目以上かつ延べ10科目以内を履修する。

（注3）II（6～12）については、3科目以上かつ延べ10科目以内を履修する。

（注4）III（13～18）については、2科目以上4科目以内を履修する。延べの認定はできない。ただし、18については、施設の分野及び時間数を問わない。

改正後

現行

〔第1の1～6〕〔様式1〕

公認心理師試験受験資格認定願

※年は全て西暦で記入すること

ふりがな				申請前6か月以内に脱帽正面で撮影したパスポート（ <u>姓名</u> ）規格（3.5cm×4.5cm）で顔中心の人物配置の写真の裏面に氏名・生年月日を記入して、はがれないようにのり付けしてください。
氏名				
生年月日	年 月 日	性別		
本籍地 （外国籍の者は国籍）				
卒業大学名及び その在学期間	（ 年 月～ 年 月）			
課程修了（見込）大学院名 及びその在学（見込）期間 修了（見込）プログラム名 設名及び修業（見込）期間	（ 年 月～ 年 月（見込））			
現住所	〒 TEL : E-mail :			
郵便物送付先 （国内連絡先）	〒 TEL : (続柄)			
該当審査対象者区分	※「第1審査対象者」から1つ又は複数に記載（第1の1～6）			
該当審査対象者区分が5の 場合、取得した外国の心理 職資格名及び取得年月	（ 年 月取得）			
該当審査対象者区分が 6の場合、勤務先名及 びその実務経験期間	（ 年 月～ 年 月）			

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿
厚 生 労 働 大 臣

別添のとおり提出書類を添え、下記内容について誓約のうえ公認心理師試験の受験資格認定を申請します。

- 1 提出書類の記載が真実であること
- 2 提出書類の写しが原本と相違ないこと
- 3 外国語の書類の日本語訳が真実であること
- 4 虚偽又は不正の事実があり受験資格認定が取り消された場合には、異存のないこと

改正後

現 行

(第1の1～6) [様式2]

履歴書

※年は全て西暦で記入すること

ふりがな						※住民票等と同じ表記とすること
氏名						
学歴及び職歴	学歴					
(日本の小学校に相当する学校からの入学・卒業(課程修了(見込))年次を記入。)	年	月	～	年	月	学校名
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
該当箇所対象者区分が6の場合、記入	職歴					
	年	月	～	年	月	勤務先名
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
高等学校卒業までの修業年限	年	月	※12年未満の場合は、その事情が分かる書類を添えること。			

文部科学省 厚労省
日本の大学 第1の1 様式3
公認心理師試験受験資格認定
日本の大学の卒業証明書・科目履修証明書（第1の1）
【公認心理師法施行規則第1条の2に規定する科目】
大学作成

フリガナ	セイ	メイ	生年月日
氏名	(姓)	(名)	
大学名			
学部・学科 ・コース	(課程)		
入学年月	期別	年 月 日	卒業年月
		期別	年 月 日

※2022年4月以降入学者が適用される場合です。卒業年次から適用については、説明は行いません。

大学における公認心理師となるために必要な科目

1	公認心理師の概要
2	心理学概論
3	臨床心理学概論
4	心理学研究法
5	心理学統計法
6	心理学実験
7	知覚・認知心理学
8	学習・発達心理学
9	記憶・人格心理学
10	神経・生体心理学
11	障害・発達・産業心理学
12	臨床心理学
13	臨床心理実習
14	心理的アセスメント
15	心理学の支援法
16	臨床・実務心理学
17	臨床心理学
18	教育・学校心理学
19	司法・犯罪心理学
20	産業・組織心理学
21	人々の健康と福祉及び福祉
22	精神障害とその支援
23	臨床実践論
24	心理学習（実習の時間から20時間以上のものに限る。）
25	心理学習（実習の時間から20時間以上のものに限る。）

(注) 1 本証明書は、申請者自身が作成するものではありません。卒業等の証明書類を有する者から発行されたものを提出する必要があります。
2 本証明書の記入にあたっては、千書きの場合、必ずボールペン又は万年筆を使用してください。（消せるボールペンは使用不可）
3 本証明書の内容に虚偽又は不正の事実があった場合、認定を取り消します。
上記の表は、当大学において、公認心理師となるために必要な科目と定められた上級科目又は同科目に相当するものとして取り扱う関係科目（※）をすべて修めてその履修を卒業したことを、証明します。
※ 平成29年9月15日付け「29文科初第879号・通知0915第8号公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の範囲について」参照

2022 年 月 日

所在地

大学名 連絡先電話番号

大学代表者氏名 連絡先E-mail

第 1 の 1

改正後

現行

外国の大学院の履修（見込）専門科目の内容確認表

氏名	〇〇 〇〇
作成日	2022/8/1

- ・外国の大学院で履修した専門科目が、公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）第2条及び「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」（平成29年9月15日付け29文科初第679号・昭発0915第6号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省社会・援護局長兼保健福祉部長直名通知。以下「通知」という。）に規定する科目の内容を概ね満たしているかどうか確認してください。（表の下部「大学院における公認心理師となるために必要な科目及び含まれる事項」参照）
- ・記入例を参考に科目名（日本語訳、括弧内に外国語を記入してください。）、科目番号等（大学院の成績証明書等に記載されている各科目の番号等）、施行規則第2条に規定する科目欄又はその他の心理に関する科目欄及び時間数（科目の実時間数。例：45.0）に記入してください。
- ・科目の欄が足りない場合は、行を増やしてください。
- ・「施行規則第2条に規定する科目」欄は、各科目毎に以下の基準で記入して下さい。
 - ：科目の内容をほぼ満たしている場合
 - ：科目の内容を半分程度満たしている場合
 - △：科目の内容を一部満たしている場合
 - 空白：上記いずれにも該当しない場合
- ・「その他の心理に関する科目」欄は、「施行規則第2条に規定する科目」欄には該当しないが、心理に関する科目である場合に「○」を記入してください。
- ・「施行規則第2条に規定する科目」欄又は「その他の心理に関する科目」欄、いずれにも該当しない科目は表に記入しないでください。
- ・科目名は、外国の大学院の成績証明書に記載されている順番で記入してください。

項番	科目名（日本語訳、括弧内に外国語を記入。）	科目番号等	施行規則第2条に規定する科目										その他の心理に関する科目	時間数（時間）	備考	
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				
1	〇〇（ ）															
2	〇〇（ ）															
3	〇〇（ ）															
4	〇〇（ ）															
5	〇〇（ ）															
6	〇〇（ ）															
7	〇〇（ ）															
8	〇〇（ ）															
9	〇〇（ ）															
10	〇〇（ ）															
11	〇〇（ ）															
12	〇〇（ ）															
13	〇〇（ ）															
14	〇〇（ ）															
15	〇〇（ ）															
16	〇〇（ ）															
17	〇〇（ ）															
18	〇〇（ ）															
19	〇〇（ ）															
20	〇〇（ ）															
●の計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	時間数	0
○の計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
△の計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
実時間数			✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		990時間未満の場合は認定基準を満たしません。

改正後

現 行

文部科学省
厚生労働省

日本の大学院

第1の2

様式6

大学作成

公認心理師試験受験資格認定
日本の大学院の修了（見込）証明書・科目履修（見込）証明書(第1の2)
【公認心理師法施行規則第2条に規定する科目】

フリガナ 氏 名	(英) (姓)	(英) (名)	生 年 月 日	
大学院名				
研究科・専攻				
入学年月日	(西暦) 2018/4/1	修了(見込) 年月日 2020/3/31	(西暦) 1995/5/1	生

※2018年4月1日以降入学が原則の住所です。 ※修了見込の場合、2022年3月までに修了する見込の場合のみ証明してください。

大学院における必要科目	
1	保健医療分野に関する理論と実践の履修
2	福祉分野に関する理論と実践の履修
3	教育分野に関する理論と実践の履修
4	刑事・犯罪分野に関する理論と実践の履修
5	産業・労働分野に関する理論と実践の履修
6	心理的アセスメントに関する理論と実践
7	心理支援に関する理論と実践
8	労働関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
9	心の健康教育に関する理論と実践
10	心理実習(実習の時間が450時間以上のものに限る。)

- (注) 1 本証明書は、申請者自身が作成するものではありません。学長等の証明権限を有する者から発行されたものを提出する必要があります。
2 本証明書の記入にあたっては、手書きの場合、必ずボールペンは万年筆を使用してください。(消せるボールペンは使用不可)
3 本証明書の内容に虚偽又は不正の事実があった場合、認定を取り消します。
4 見込証明書の場については、申請者から修了後に再度証明書の作成依頼があった場合、修了証明書の発行をお願いします。

上記の欄を適切に、チェックして下さい。

修了済の場合	<input type="checkbox"/>	上記の欄は、当大学院において、公認心理師となるために必要科目と定められた上記科目又は履修科目に該当するものとして取り扱う履修科目(※)をすべて修めてその課程を修了したことを、証明します。 ※ 平成22年9月15日付「文科部第879号・徳令第15第8号公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の範囲について」を参照
修了見込の場合	<input type="checkbox"/>	上記の欄は、当大学院において、公認心理師となるために必要科目と定められた上記科目又は履修科目に該当するものとして取り扱う履修科目(※)をすべて修めてその課程を修了する見込みであることを、証明します。 ※ 平成22年9月15日付「文科部第879号・徳令第15第8号公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の範囲について」を参照

2022 年 月 日

所在地

大学名 連絡先電話番号

大学代表者氏名 連絡先E-mail

第1の2

文部科学省 厚生労働省 公認心理師試験受験資格認定 日本の大学 第1の6 様式7
 日本の大学の卒業証明書・科目履修証明書（第1の6） 大学作成

【公認心理師法施行規則第1条の2に規定する科目のうち通知別表に定める科目】

フリガナ 氏 名	(セイ) (姓)	イイ	生年月日
大学名			
学部・学科・ コース			
入学年月日	(西暦)	卒業年月日	(西暦)
	2017/4/1	2021/3/31	1998/5/1

※2017年9月15日より前に入学している場合のみ証明して下さい。

- 記入例を参考にしてください。
- ※公認心理師法施行規則第1条の2に規定する科目のうち「公認心理師法第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の対象科目について」（平成30年1月31日付付2号文科部第1590号、第4号0131第2号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省労働政策・経済政策部長通知）別表に定める科目を以下「公認心理師となるための必要な科目」という。
- 上記の者が進学において、心理学に関する科目を23科目以上修めて卒業していることを証明する場合は、「証明1」の欄にチェックし、証明してください。
- 上記の者が進学において、心理学に関する科目を23科目以上修めて卒業していること及び履修した心理学に関する科目が「公認心理師となるために必要な科目」に対応しているかについても証明いただける場合は、「証明2」の欄にチェックし、「科目の対応表」についても記入してください。
- （「証明1」の記入内容について）
- 申請者の氏名等、「証明1」の欄及び証明大学名等を記入してください。科目の対応表は記入不要です。
- （「証明2」の記入内容について）
- 申請者の氏名等、「証明2」の欄、科目の対応表及び証明大学名等を記入してください。
- 「公認心理師となるために必要な科目」1科目に対し、「対応する関連科目」を上限の範囲内で複数記入することが可能です。
- 例）「公認心理師となるために必要な科目」心理学概論に対し、「対応する関連科目」心理学概論Ⅰ、心理学概論Ⅱの2科目を履修した場合については、履修科目数2と記入する。
- ※ただし分欄IIIについては、複数科目を記入することはできません。
- 一つの「公認心理師となるために必要な科目」に対応しているとした「対応する関連科目」を、他の「公認心理師となるために必要な科目」として記入することはできません。
- 分欄Ⅰ、Ⅱ、ⅣⅤについて、対応する関連科目を10科目以上履修している場合についても、本証明書への記入は10科目までとさせていただきます。
- Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、ⅣⅤの履修した科目数の計が、23科目以上となっているか確認してください。
- 「履修科目数」に不足及び残りがあある場合については、オレンジ色のセルに確認事項が表示されますので参考にしてください。

- (注意喚起)
- 本証明書は、申請書自身が作成するものではありません。学長等の証明権限を有する者から発行されたものを提出する必要があります。
 - 本証明書の記入にあたって、千書きの場合は必ずボールペン又は万年筆を使用してください。（消せるボールペンは使用不可）
 - 本証明書の内容に虚偽又は不正の事実があった場合、認定の取消しを行います。

第
1
の
6

改正後

現 行

1 「証明1」、「証明2」のいずれかを選択し、チェック☑して下さい。

証明1	<p>上記の者は、当大学において、心療に関する科目を23科目以上修めて卒業したことを、証明します。 ※申請者の履修した科目が「公認心理師となるために必要な科目」に該当するかについての判断は、文部科学省及び厚生労働省において行います。</p> <p>(申請者へ) ○日本の大学の履修専門科目の内容確認表(第1の6)〔様式8〕、履修を修了した日本の大学の成績証明書及び対応する開講科目の履修専門科目の内容を明らかにした書類(シラバス等)を提出してください。</p> <p>(証明大学へ) ○申請者が不利益を被ることのないよう申請者へのシラバスの提供など、可能な範囲で申請者の申請に協力をお願いします。</p>
証明2	<p>上記の者は、当大学において、下記の「公認心理師となるために必要な科目」を修めて卒業したことを、証明します。</p>

(科目の対応表)

	公認心理師となるために必要な科目	履修科目数	対応する開講科目	
I	1 心理学概論	0		目的履修科目数が不足しています。
	2 臨床心理学概論	0		
	3 心理学研究法	0		
	4 心理学統計法	0		
	5 心理学実験	0		
	上記Iの5科目のうち、履修した科目数	0	上記Iの5科目のうち、2科目以上かつすべて10科目以内を履修すること。	
II	6 知覚・認知心理学	0		目的履修科目数が不足しています。
	7 学習・発達心理学	0		
	8 感情・人格心理学	0		
	9 精神・生体心理学	0		
	10 社会・集団・家族心理学	0		
	11 言語心理学	0		
	12 障害者・障害児心理学	0		
	上記IIの7科目のうち、履修した科目数	0	上記IIの7科目のうち、3科目以上かつすべて10科目以内を履修すること。	
III	13 心理的アセスメント	0		目的履修科目数が不足しています。
	14 心理学的治療法	0		
	15 心理実習	0		
	16 心理実習	0		
上記IIIの4科目のうち、履修した科目数	0	上記IIIの4科目のうち、2科目以上履修すること。ただし、16については、実習の分野及び時間数を問わない。また各科目については、履修科目を記入することはできない。		
IV	17 健康・応用心理学	0		目的履修科目数が不足しています。
	18 福祉心理学	0		
	19 教育・学校心理学	0		
	20 司法・犯罪心理学	0		
	21 産業・組織心理学	0		
	22 人体の構造と機能及び疾病	0		
	23 精神疾患とその治療	0		
上記IVの7科目のうち、履修した科目数	0	上記IVの7科目のうち、2科目以上かつすべて10科目以内を履修すること。		
I、II、III、IVの履修した科目数の計		0	23科目以上履修すること。	履修科目数が不足しています。

2022 年 月 日

所在地

大学名

連絡先電話番号

大学代表者氏名

連絡先E-mail

改正後

現行

文部科学省
厚生労働省

公認心理師試験受験資格認定
日本の大学の履修専門科目の内容確認表（第1の6）
【公認心理師法施行規則第1条の2に規定する科目のうち通知別表に定める科目】

日本の大学

第1の6

様式8

申請者作成

フリガナ	(セイ)	(メイ)	生年月日
氏名	(姓)	(名)	
大学名			
学部・学科・コース			
入学年月日	(西暦)	卒業年月日	(西暦)
	2017/4/1		2021/3/31
			1998/5/1

※2017年9月15日より前に入学している場合のみ、認定申請の対象です。

- 記入例を参考にしてください。
- ※公認心理師法施行規則第1条の2に規定する科目のうち「公認心理師法第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について」（平成30年1月31日付け29文科初第1390号、農農0131第2号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省社会・援護局職業保健課長事務通知）別表に定める科目を以下「公認心理師となるために必要な科目」という。
- 申請者の氏名等及び科目の対応表を記入してください。
- 「公認心理師となるために必要な科目」1科目に対し、「対応する履修科目」を上限の範囲内で複数記入することが可能です。
- 例) 「公認心理師となるために必要な科目」心理学概論に対し、「対応する履修科目」心理学概論Ⅰ、心理学概論Ⅱの2科目を履修した場合については、履修科目数2と記入する。
- ※ただし分類Ⅲについては、複数科目を記入することはできません。
- 一つの「公認心理師となるために必要な科目」に対応しているとした「対応する履修科目」を、他の「公認心理師となるために必要な科目」として記入することはできません。
- 分類Ⅰ、Ⅱ、ⅣVについて、対応する履修科目を10科目以上履修している場合についても、本対応表への記入は10科目までとしてください。
- Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、ⅣVの履修した科目数の計が、23科目以上となっているか確認してください。
- 「履修科目数」に不足及び誤りがある場合については、水色のセルに注意書きが表示されますので参考にしてください。
- 履修した科目が「公認心理師となるために必要な科目」に該当するかについての判断は、文部科学省及び厚生労働省において行います。
- 卒業した日本の大学の成績証明書及び対応する履修科目の履修専門科目の内容を明らかにした書類（シラバス等）を提出してください。

(注意点)

- 本確認表は、申請者自身が作成するものです。
- 本証明書の記入にあたって、手書きの場合は必ずボールペン又は万年筆を使用してください。（消せるボールペンは使用不可）
- 本証明書の内容に虚偽又は不正の事実があった場合、認定を取り消します。
- 本確認表は、「日本の大学の卒業証明書・科目履修証明書（第1の6）【様式7】」の証明が、「証明1」であった方が提出するものです。

第
1
の
6

改正後

現行

(科目の対応表)

	公認心理師となるために必要な科目	現行科目	対応する現行科目	
I	1 心理学概論	0		Iの履修科目数が不足しています。
	2 臨床心理学概論	0		
	3 心理学研究法	0		
	4 心理学統計学	0		
	5 心理学実験	0		
	上記Iの5科目のうち、履修した科目数	0	左記Iの5科目のうち、2科目以上かつ延べ10科目以内を履修すること。	
II	6 知覚・認知心理学	0		IIの履修科目数が不足しています。
	7 学習・言語心理学	0		
	8 感情・人格心理学	0		
	9 神経・生理心理学	0		
	10 社会・集団・家族心理学	0		
	11 発達心理学	0		
	12 障害者・障害児心理学	0		
	上記IIの7科目のうち、履修した科目数	0	左記IIの7科目のうち、3科目以上かつ延べ10科目以内を履修すること。	
III	13 心理的アセスメント	0		IIIの履修科目数が不足しています。
	14 心理学的実習	0		
	15 心理実習	0		
	16 心理実習	0		
	上記IIIの4科目のうち、履修した科目数	0	左記IIIの4科目のうち、2科目以上履修すること。ただし、16については、実施の分野及び時間数を問わない。また分組IIIについては、複数科目を記入することはできない。	
IV V	17 健康・医療心理学	0		IV Vの履修科目数が不足しています。
	18 福祉心理学	0		
	19 教育・学校心理学	0		
	20 司法・犯罪心理学	0		
	21 産業・組織心理学	0		
	22 人間の発達と機能及び疾病	0		
	23 精神疾患とその治療	0		
	上記IV Vの7科目のうち、履修した科目数	0	左記IV Vの7科目のうち、2科目以上かつ延べ10科目以内を履修すること。	
	I、II、III、IV Vの履修した科目数の計	0	23科目以上履修すること。	履修科目数が不足しています。

文部科学省
厚生労働省

日本の大学院

第1の6

様式9

大学作成

公認心理師試験受験資格認定
日本の大学院の修了証明書・科目履修証明書（第1の6）

【公認心理師法施行規則第2条に規定する科目】

フリガナ (セイ)	(メイ)		主 年 月 日
氏 名 (姓)	(名)		
大学院名			
研究科・専攻			
入学年月日 (西暦)	修了年月日 (西暦)		(西暦)
2018/4/1	日	2020/3/31	1995/5/1

※2018年4月1日以降入学が標準的な対象者です※証明日時点で、修了している場合のみ証明してください。

大学院における必要な科目	
1	保健医療分野に関する理論と支援の展開
2	福祉分野に関する理論と支援の展開
3	教育分野に関する理論と支援の展開
4	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
5	産業・労働分野に関する理論と支援の展開
6	心理的アセスメントに関する理論と実践
7	心理支援に関する理論と実践
8	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
9	心の健康教育に関する理論と実践
10	心理実践実習（実習の時間が450時間以上のもに限る。）

- (注) 1 本証明書は、申請者自身が作成するものではありません。卒業等の証明書類を有する者から発行されたものを提出する必要があります。
2 本証明書の記入にあたっては、手書きの場合、必ずボールペン又は万年筆を使用してください。（消せるボールペンは使用不可）
3 本証明書の内容に虚偽又は不正の事実があった場合、認定を取り消します。

上記の者は、当大学院において、公認心理師となるために必要な科目と定められた上記科目又は同科目に該当するものとして取り扱う開講科目（※）をすべて修めてその課程を修了したことを、証明します。

※平成29年9月15日付「文科初第879号・厚労0915第8号公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師になるために必要な科目の履修について」参照

2022 年 月 日

所在地

大学名

連絡先電話番号

大学代表者氏名

連絡先E-mail

第1の6

文部科学省
厚生労働省

第1の6

様式10

公認心理師試験受験資格認定
実務経験証明書（第1の6）

審判所作成

【公認心理師法(以下「法」という。)第7条第3号に係る証明書】

文部科学大臣
厚生労働大臣

法人等の名称			連絡先E-mail
所在地	〒 -		
連絡先	番 号 ー ー		
代表者	役 職	氏 名	

※以下のいずれかにチェック☑をいれてください。

<input type="checkbox"/>	週1日以上 の勤務	代表者は、公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）附則第6条で定める施設において、公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1）を、下記の期間、「 常態として週1日以上兼として行った者 」又は「 常態として【週1以上の勤務を1か月に【A】週】兼として行った者 」として、下記の者に実務経験を有することを証明します。 注1 公認心理師法 第二条 この法律において「公認心理師」とは、第二十八条の登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。 一 心理に関する支援を要する者の心理状態を把握し、その結果を分析すること。 二 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。 三 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。 注2 本証明書の内容に虚偽又は不正の事実があった場合、認定も取り消します。
<input type="checkbox"/>	週1日未満 の勤務	注1 公認心理師法 第二条 この法律において「公認心理師」とは、第二十八条の登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。 一 心理に関する支援を要する者の心理状態を把握し、その結果を分析すること。 二 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。 三 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。 注2 本証明書の内容に虚偽又は不正の事実があった場合、認定も取り消します。

○施設の代表者又は証明権限者の方はシート「注意事項」をよくお読みいただき、実務経験証明書を作成してください。

○記入例も参照してください。

フリガナ	氏 名	性別	生 年 月 日
	(姓)	(名)	1997/5/1
勤務先名（部署名）	（部署名）		
職 種			
分 野 施 設 コード	101	「分野施設コード一覧」は、シート「分野施設コード一覧」を参照してください。	
法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間（西暦）	始期	2020/4/1	
	終期（証明書作成日）	2022/8/1	
※認定申請を継続中の場合のみ証明してください。終期は本証明書の作成日を記入してください。	○申請日時点で、実務経験期間が1か月に満たない場合は、認定基準を満たしません。 ○複数の施設で週1日未満勤務している場合はそれぞれの施設の実務経験証明書を提出してください。		

<実務経験証明書作成者記入欄> ※必ず記入してください
施設の代表者又は証明権限者は、シート「注意事項」を確認の上、証明書を作成しました。また、追加の掲載資料が必要な際は申請書に添やかに提供します。

証明書作成日	2022/8/1	所 属 ・ 役 職 等	氏 名
--------	----------	-------------	-----

<申請者本人記入欄>

申請者（本人）誓約欄
この証明書に相違があり受験資格認定が取り消された場合には、異存のないことを誓約します。
氏名：○○ ○○

印	枚数	全 枚
---	----	-----